

清水町商工業人材育成確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 清水町商工業人材育成確保事業補助金については、予算の範囲において交付するものとし、清水町補助金交付規則（平成元年清水町規則第10号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、少子化における労働力不足を解消し、更なる町内の商工業の振興を図るため、本町に所在する商工業を営む事業所（以下「事業所」という。）に対し、業務執行の充実のため必要となる資格取得及び技能取得のための通学にかかる経費の一部を補助することで、事業所における人材の確保、育成及び定住促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「事業所」とは、中小企業法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項各号に規定するものおよび基本法第2条第5項および小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定するものであって、町内に事務所または事業所を有するものをいう。

(対象となる資格等及び通学)

第4条 清水町商工業人材育成確保事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる研修及び資格（以下「資格等」という。）は、国家資格、公的資格及び民間資格で就労や現就業場所の業務能力向上につながるもの（以下「国家資格等の取得」という。）又は研修及び講座等の修了により国家資格等の取得と同等又はこれに準ずるものと客観的に認められるもので年度内に取得した資格等とする。ただし、次に掲げる資格等を取得した場合を除く。

- (1) 普通自動車免許
- (2) 普通自動二輪車免許
- (3) 大型自動二輪車免許
- (4) 小型限定普通自動二輪免許
- (5) 原動機付自転車運転免許

2 補助金の対象となる技能取得のための通学の機関は次のとおりとする。

- (1) 学校教育法の大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校であり1年以上の通学が必要なもの（通信制を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法に基づき設置された公共職業能力開発施設であり1年以上の通学が必要なもの（通信制を除く。）

(対象事業所)

第5条 補助金の対象となる事業所は、前条に掲げる資格等を受験する者又は技能取得のための通学する者（以下「対象者」という。）が所属している（従事することが内定している者を含む。）事業所とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除くものとする。

- (1) 対象となる事業所が町税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞している場合
- (2) 対象となる事業所が清水町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団関係事業者である場合

(補助対象経費、補助率等)

第6条 補助金交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費中町長が認める額の合計額とする。

2 補助率等は、別表第2のとおりとする。ただし、町、国その他の機関から補助を受けることができるときは、その金額を控除した額とする。

3 第4条第1項の資格等取得の補助金対象となる事業所は、町が補助する額の1/2以上の加算をし、対象者へ支給するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、清水町商工業人材育成確保事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 試験実施要項、資格講座案内資料等、資格、通学費用等の内容及び経費の概要が分かるもの

(2) 対象経費の内訳が確認できるもの

(3) 就業証明書、内定証明書又は就業確約書

(4) 他の補助金等の額が分かる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査しその適否を決定し、清水町商工業人材育成確保事業補助金交付決定指令書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の決定に当たって、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了した日から起算して30日以内若しくは当該年度3月31日のいずれか早い日までに清水町商工業人材育成確保事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象経費に係る領収証等の写し

(2) 修了証書、資格証書等の写し

(3) 他の補助金等の額が分かる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を精査した上で補助金額を確定し、申請者に対し、清水町商工業人材育成確保事業補助金確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、清水町商工業人材育成確保事業補助金返還命令書（別記様式第5号）により、既に交付した補助金のうち、次の各号に定める額の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付を受けたときは、次に定める額

ア 補助金交付額の全額

(2) 対象者が資格等取得又は技能取得のための通学後2年以内に退職(疾病等その他やむを得ない理由であると町が認めた場合を除く。)したときは、次に定める額

ア 1年未満の退職 補助金交付額の全額

イ 1年以上2年以内の退職 補助金交付額の2分の1の額

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者は、この限りでない。

(経過措置)

3 第11条の規定については、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

補助対象経費		対象とならない経費
第 4 条第 1 項に定める資格等に係るもの	受講料及び教材費	必要な経理書類を用意できないもの 受験等を実施した当該年度末までに支払いが完了しない経費 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
	受験料	
	登録料	
	その他町長が必要と認める経費	
第 4 条第 2 項に定める通学に係るもの	入学金	通学をした当該年度末までに支払いが完了しない経費 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
	授業料	
	通学費用	
	その他町長が必要と認める経費	

別表第 2

第 4 条第 1 項に定める資格等に係るもの	補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	補助金交付限度額	1 事業所につき 1 0 万円 1 人につき年度内 1 回を限度とし、1 事業所においては年度内 3 人までとする。
第 4 条第 2 項に定める通学に係るもの	補助率	補助対象経費の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	補助金交付限度額	1 事業所につき 3 0 万円

別記様式第1号（第7条関係）

清水町商工業人材育成確保事業補助金交付申請書

年 月 日

清水町長 様

申請者 住所

氏名

印

清水町商工業人材育成確保事業補助金の交付を受けたいので、清水町商工業人材育成確保事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 資格、機関等の名称

2 添付書類

- (1) 試験実施要項、資格講座案内資料等、資格、通学費用等の内容及び経費の概要が分かるもの
- (2) 対象経費の内訳が確認できるもの
- (3) 就業証明書、内定証明書又は就業確約書
- (4) 他の補助金等の額が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 申請額 円

4 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 (その他)		店					
預金種目	普通・当座	口座番号						
口座名義人	フリガナ							

- 1 この補助金は上記の目的以外に使用できません。
- 2 町長は補助対象者が交付条件に違反したときは補助金の決定の取消および返還を命ずることができます。
補助金の額の確定があった後においてもまた同様とします。
- 3 この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に町長に対して書面をもって審査請求することができます。
- 4 「清水町補助金交付規則」を遵守してください。

別記様式第3号（第9条関係）

清水町商工業人材育成確保事業補助金実績報告書

年 月 日

清水町長 様

申請者 住所

氏名

印

清水町商工業人材育成確保事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- （1） 対象経費に係る領収証等の写し
- （2） 修了証書、資格証書等の写し
- （3） 他の補助金等の額が分かる書類
- （4） その他町長が必要と認める書類

別記様式第4号（第10条関係）

清水町商工業人材育成確保事業補助金確定通知書

年 月 日

（申請者）

様

清水町長

印

年 月 日付で報告のあった補助金実績報告書を審査した結果、次のとおり確定したので、清水町商工業人材育成確保事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
2 増 減 額	円
3 交付確定額	円

清水町商工業人材育成確保事業補助金返還命令書

年 月 日

様

清水町長

印

年 月 日付で交付決定通知した補助金について、清水町商工業人材育成確保事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還すべき金額	円
2 返還理由	(1) 虚偽の申請その他不正な方法によるもの ア 補助金交付額の全額 (2) 期限内退職したことによるもの ア 1 年未満の退職 補助金交付額の全額 イ 1 年以上 2 年以内の退職 補助金交付額の 2 分の 1 の額
3 補助交付済額	円
4 返還期限	年 月 日
5 返還方法	別添納入通知書による窓口払